

# 資料編

- 1 福山市景観計画検討懇談会
- 2 市民アンケート調査の概要





## 1 福山市景観計画検討懇談会

## 委員名簿

敬称略・50音順

	所 属	役職等	名 前	備 考
1	広島県建築士会福山支部	支部長	荒川 泰生	
2	広島県東部農林水産事務所	所 長	石田 良二	
3	広島県東部建設事務所	所 長	上田 隆博	
4	福山市議会建設水道委員会	委員長	大田 祐介	(木村 秀樹)
5	福山市自治会連合会	常任理事	柿木 敏秀	
6	福山市文化財保護審議会	副会長	鎌田 輝男	
7	広島弁護士会福山地区会	弁護士	上村 大介	
8	広島県環境県民局環境保全課	課 長	河村 敏成	
9	広島県土木建設局都市計画課	課 長	菅島 章文	
10	福山市商店街振興組合連合会	理事長	高田 健司	
11	福山市農業委員会	会長職務代理者	谷本 耕造	
12	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長	畑中 稔	
13	福山市女性連絡協議会	副会長	藤井 智恵子	
14	福山商工会議所	副会頭	藤井 基博	
15	公益社団法人 福山観光コンベンション協会	専務理事	松浦 良彦	
16	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科	准教授	八幡 浩二	座長職務代理
17	福山大学工学部建築学科	教 授	宮地 功	座長

2018年(平成30年)10月29日現在

※ 備考欄の( )内は前任者





## 福山市景観計画検討懇談会設置要綱

(目的)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画を策定及び改定するに当たり、良好な景観について広く市民の意見を求めるため、福山市景観計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 現在及び将来にわたる良好な景観の整備及び保全並びに形成に関する事項
- (2) 新たに創出する良好な景観の形成に関する事項
- (3) 前2号の景観が調和した景観を形成するために必要な事項
- (4) 良好な景観を形成するために必要な施策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(懇談会)

第3条 懇談会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、懇談会の目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

3 懇談会は、市長が招集する。

4 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理するため、事務局を福山市建設局都市部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項について必要が生じた場合は、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）5月21日から施行する。





## 懇談会の経過

## 第1回懇談会

日程	2009年（平成21年）2月13日（金）
場所	本庁舎9階90会議室
内容	○ 福山市景観計画策定について ○ 市民アンケート調査について

## 第2回懇談会

日程	2009年（平成21年）3月26日（木）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	○ 第1回懇談会での意見 ○ アンケート調査の状況について ○ 景観形成の目標と方針について

## 第3回懇談会

日程	2009年（平成21年）8月10日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	○ これまでの経緯と今後の取組 ○ アンケート調査の結果 ○ 福山市の景観特性（再整理）

## 第4回懇談会

日程	2010年（平成22年）1月29日（金）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	○ 第3回懇談会での意見 ○ 福山市景観計画（素案）について

## 第5回懇談会

日程	2010年（平成22年）3月29日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	○ 第4回懇談会での意見 ○ 福山市景観計画（素案）について 地域別の景観づくりの方針について 景観づくりに向けた取組について

## 第6回懇談会

日程	2011年（平成23年）2月4日（金）
場所	本庁舎3階大会議室
内容	○ 福山市景観計画（案）について 福山市景観計画（素案）に対する意見募集の結果について 景観づくりに向けた今後の取組について



**第7回懇談会**

日程	2018年（平成30年）8月28日（火）
場所	本庁舎3階小会議室
内容	○ 福山城周辺の建築物等に係る高さ制限について

**第8回懇談会**

日程	2018年（平成30年）10月29日（月）
場所	まなびの館ローズコム4階小会議室3
内容	○ 景観計画部分改定の素案について

**第9回懇談会**

日程	2019年（平成31年）1月10日（木）
場所	本庁舎東棟3階304会議室
内容	○ 福山市景観計画～（仮称）福山城周辺景観地区～（案）について





## 2 市民アンケート調査の概要

### ・アンケート調査結果

#### 調査の実施概要

- 名称: 福山城周辺の景観保全に関するアンケート
- 調査対象者: 2018年(平成30年)5月21日時点で、福山市の住民基本台帳に記載されている者のうち、18歳以上の男女4,000人(無作為抽出)
- 調査期間: 2018年(平成30年)6月1日から6月8日まで
- 調査方法: 郵送による配布・回収

■ 回答数: 1,484件

■ 回収率: 37.1%



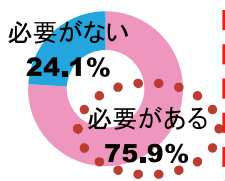
#### 設問

1. 福山城周辺の建築物等の高さに制限をかける必要があるとお考えですか、次のうちから一つ選んでください。
2. 高さ制限を行う必要があると思う範囲を次のうちから一つ選んでください。
3. 福山城の景観を保全するためには、周辺の建築物等の高さを少なくとも何メートルまでとすべきだと思いますか、次のうちから一つ選んでください。
4. 福山城の天守が一番美しいと思う方向を次のうちから一つ選んでください。
5. 高さ制限を守ってもらうためには、どの程度の強制力を持った制限が必要だと思いますか、次のうちから一つ選んでください。

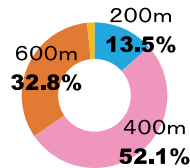
### アンケート集計結果

※ 2. 3. 4. は、次面以降で詳しく説明します

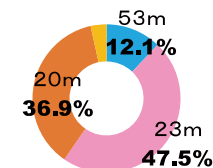
#### 1. 高さ制限の必要性



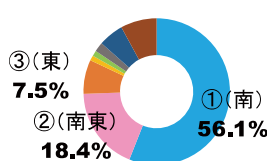
#### 2. 高さ制限の範囲



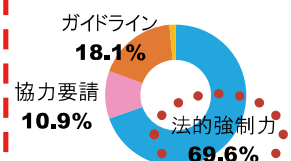
#### 3. 建築物等の高さの上限



#### 4. 天守が一番美しいと思う方向

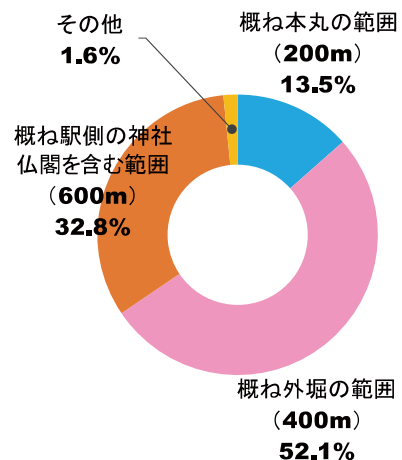
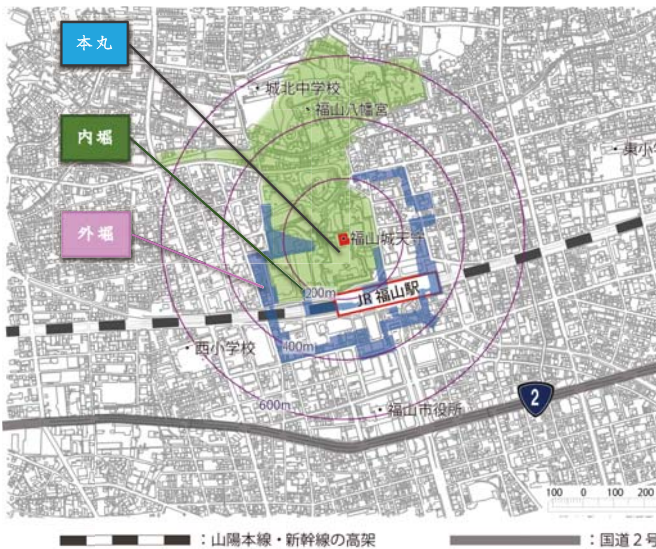


#### 5. 制限の強制力



### ・2, 3, 4の設問と結果の詳細

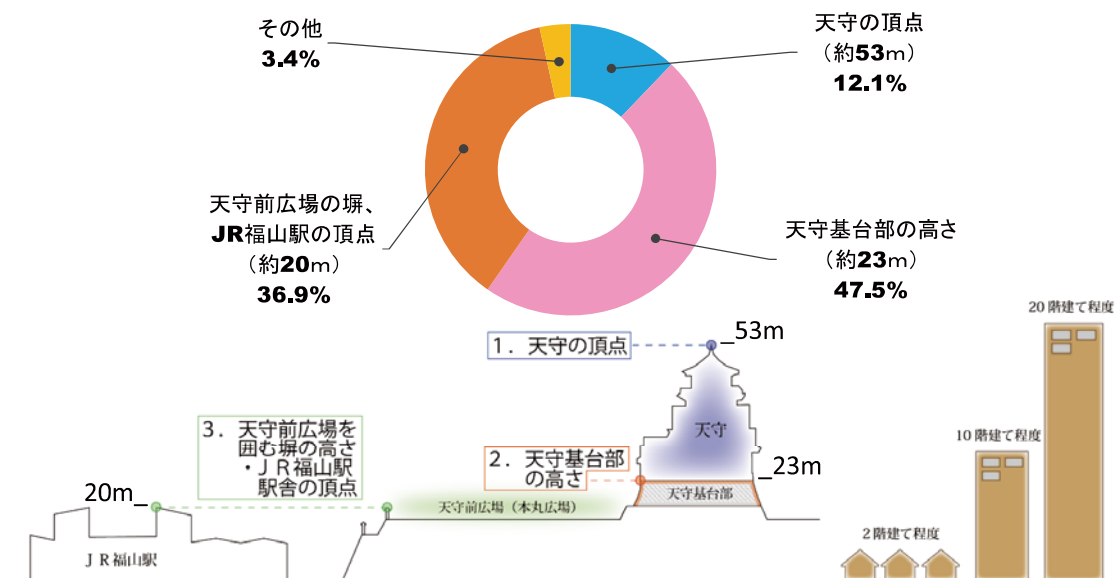
#### 2 高さ制限の範囲



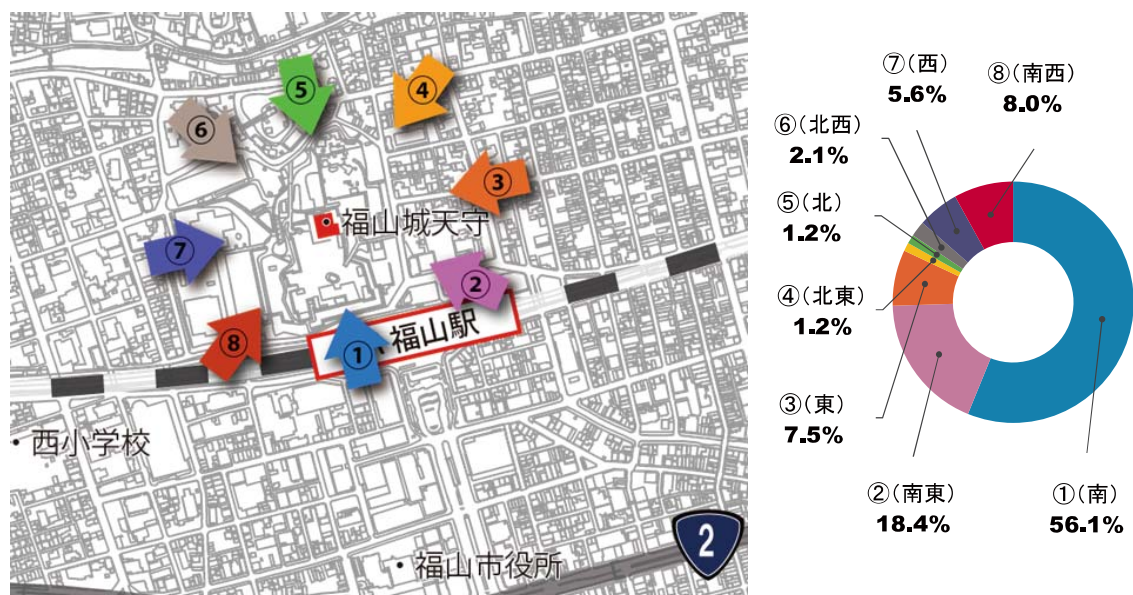
資料編



3 建築物等の高さの制限



4 天守が一番美しいと思う方向







発 行

福山市建設局都市部都市計画課  
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号  
E-mail: ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp  
TEL :084-928-1092 FAX :084-928-1735

策 定  
部分改定

2011年(平成23年)3月  
2019年(平成31年)3月





ばらのまち福山

